

## 令和8年度「しずおかバーチャルスクール」募集要項

### 1 定員

750 名

※募集が定員を超えることが想定される場合、一部機能を制限する場合があります。

### 2 対象

以下のいずれかの者とする。

(1) 以下のア、イを満たし、義務教育課が仮想空間（メタバース）上の学びの場による支援が適当であると判断した者

ア 静岡県内に在住する義務教育段階の児童生徒

イ 在籍する小・中学校及び義務教育学校へ継続的に通っていない児童生徒や病気等で長期欠席している児童生徒のうち、主にオンラインでの学習を希望する児童生徒

(2) その他、義務教育課が必要であると判断した者

### 3 募集期限及び入室可能日

|     | 募集期限          | 入室可能日※       | 備考     |
|-----|---------------|--------------|--------|
| 第1回 | 令和8年2月27日（金）  | 令和8年4月10日（金） | 継続利用のみ |
| 第2回 | 令和8年4月30日（木）  | 令和8年6月1日（月）  |        |
| 第3回 | 令和8年7月31日（金）  | 令和8年9月1日（火）  |        |
| 第4回 | 令和8年9月30日（水）  | 令和8年11月2日（月） |        |
| 第5回 | 令和8年11月30日（月） | 令和9年1月7日（木）  |        |
| 第6回 | 令和9年1月29日（金）  | 令和9年3月1日（月）  |        |

※入室可能日は予定であり、事情により変更の可能性がある。

### 4 開設日

原則、次のうち、水曜日、土曜日、日曜日及び休日を除く日とする。

1 学期：令和8年4月10日（金）から令和8年7月17日（金）

2 学期：令和8年9月1日（火）から令和8年12月18日（金）

3 学期：令和9年1月7日（木）から令和9年3月12日（金）

ただし、義務教育課が必要と判断する場合は、バーチャルスクール運営委員会においてあらかじめ協議した上、開設日と休業日を相互に変更することができる。

### 5 開設時間

午前10時から正午、午後1時から午後3時まで（入退室は自由）

### 6 更新日

以下の日を更新日とし、この日にしずおかバーチャルスクールの参加者は自動的にアカウントを失効するものとする。

ただし、必要がある場合は、「8 継続利用の流れ」のとおり継続利用申込書（様式1）を提出することで引き続き利用できるものとする。

- ・令和8年9月30日（水）※第1回及び第2回募集申請者のみ対象
- ・令和9年3月12日（金）

## 7 新規利用開始までの流れ

- (1) 保護者は動画「しずおかバーチャルスクールについて」の説明動画を視聴する。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kyoiku/futokoshien/1063503/1079726.html>



- (2) 保護者は参加申込書（様式1）を在籍校に提出する。
- (3) 在籍校は保護者から提出された参加申込書（様式1）を確認し、副申書（様式2）とあわせて、各市町教育委員会に提出する。
- ただし、県立学校、私立学校及び大学法人附属校等（以下、「県立学校等」）は、県教育委員会義務教育課に提出する。
- (4) 各市町教育委員会は、各学校の参加申込書（様式1）及び副申書（様式2）をとりまとめ、県教育委員会義務教育課に提出する。
- (5) 県教育委員会は、仮想空間（メタバース）上の学びの場による支援が適当であるか審議を行い、適当であると認められる場合は、参加者の保護者にID、PW配布について（様式3）を送付する。
- (6) 県教育委員会は、各市町教育委員会及び県立学校等に、参加決定通知一覧（様式4）及び決定通知書（様式5）を送付する。
- (7) 各市町教育委員会は、在籍校に決定通知書（様式5）を送付する。

## 8 継続利用の流れ

- (1) 更新日を超えて継続して利用する場合、保護者は、継続利用申込書（様式1）を在籍校に提出する。
- (2) 在籍校は保護者から提出された継続利用申込書（様式1）を確認し、副申書（様式2）とあわせて、各市町教育委員会に提出する。
- ただし、県立学校等は、県教育委員会義務教育課に提出する。
- (3) 各市町教育委員会は、各学校の継続利用申込書（様式1）及び副申書（様式2）をとりまとめ、県教育委員会義務教育課に提出する。
- (4) 県教育委員会は、継続利用による支援が適当であるか審議を行い、適当であると認められた場合は、参加者の保護者にID、PW配布について（様式3）を送付する。
- (5) 県教育委員会は、各市町教育委員会担当及び県立学校等に、参加決定通知一覧（様式4）及び決定通知書（様式5）を送付する。
- (6) 各市町教育委員会担当は、在籍校に決定通知書（様式5）を送付する。

## 9 退会までの流れ

- (1) 退会を希望する場合、保護者は退会希望届（様式6）を在籍校に提出す

る。

- (2) 在籍校は保護者から提出された退会希望届（様式6）を確認し、校長氏名欄に記名を行い、各市町教育委員会に提出する。

ただし、県立学校等は、県教育委員会義務教育課に提出する。

- (3) 各市町教育委員会は、退会希望届（様式6）が提出された場合、随時、県教育委員会義務教育課に提出する。

- (4) 県教育委員会は、退会希望届（様式6）に記載された退会希望日をもって、本ユーザーID及びパスワードの退会処理を行う。

#### 10 登録情報の修正

- (1) 参加（継続利用）申込書の提出後、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、学校名等に変更があった場合、保護者は口頭等により、在籍校に届け出る。

- (2) 在籍校は、変更情報を各市町教育委員会に伝達する。ただし、県立学校等は、県教育委員会義務教育課に書面にて伝達する。（様式任意）

- (3) 各市町教育委員会は、県教育委員会義務教育課に書面にて伝達する。（様式任意）

- (4) 県教育委員会義務教育課は、変更情報を修正する。この際、参加決定通知一覧（様式4）及び決定通知書（様式5）の送付は再度行わない。

#### 11 雑則

この要項に定めるもののほか、募集に関する必要な事項は、別に定める。